

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	春日部市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/my-number/johorenkei.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/my-number/johorenkei.html</a>

執行機関名 春日部市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に事務であって主務省令で定めるもの	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第8の項 就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	春日部市就学援助実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定により、 <u>経済的理由のため就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒</u> (以下「児童生徒」という。)の保護者に対して <u>必要な援助</u> (以下「就学援助」という。)を行うことによって <u>義務教育の円滑な実施</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		春日部市就学援助実施要綱